

◎新潟県告示第1431号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施術者等の氏名	事業所の名称	変更事項	変更事項		変更年月日
			旧	新	
青木 藤一（あん摩・マッサージ）	株式会社 フレアス	事業所の名称	株式会社 フレアス ふれあい在宅マッサージ 上越	株式会社 フレアス	平成24年9月1日